

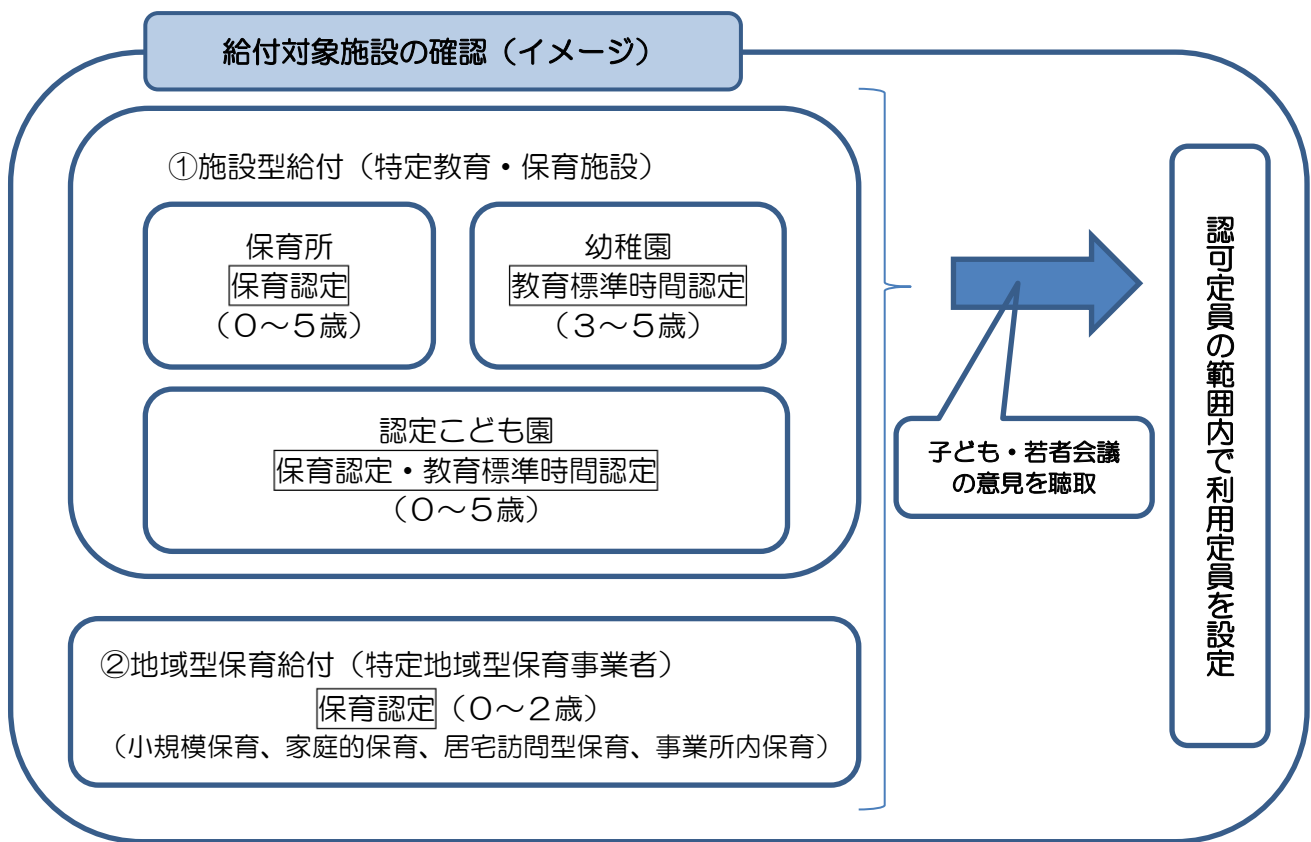
資料3

【特定教育・保育施設の利用定員の設定について】

1 新制度における給付対象施設の確認（利用定員の設定）について

新制度においては、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に基づき、施設型給付の対象施設（保育所、幼稚園、認定こども園）と地域型保育給付の対象施設（小規模保育、家庭的保育等）について、各施設の利用定員を定めた上で、運営基準等を満たしていることを市が確認することとされており、確認を受けた施設が運営費等の給付（国・県・市からの財政支援）の対象となります。

なお、利用定員の設定に際しては、法第31条第2項等の規定により、審議会その他の合議制の機関（彦根市子ども・若者会議）の意見を聴取することとされています。



※上記の他に、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付を受けない、私学助成対象の幼稚園があります。

（参考）認可定員と利用定員の違い

認可定員	教育・保育施設の設置に当たり認可された定員
利用定員	法に基づく、給付費算定の基礎となる定員 ※認定区分（1～3号認定）ごとに設定

2 給付対象施設の確認（利用定員設定）における経過措置について【みなし確認】

法の施行日（平成27年4月1日）の時点で、幼稚園（私学助成を選択した施設を除く。）、保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設については、法の経過措置により、給付対象の確認（利用定員の設定）があったものとみなされます。

そのため、今後、新たに給付対象の確認が必要となる施設について、本会議の意見を聴取し、利用定員設定を行うこととなります。

3 認定こども園の類型について

認定こども園については、以下の4類型があります。

（参考）認定こども園4類型の比較

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的 性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置 主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の 要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資 格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望 ましいがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望 ましいがいずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以 外の保育に従事する場合 は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望 ましいがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の 提供	2・3号子どもに対する 食事の提供義務 自園調理が原則・調理室 の設置義務（満3歳以上 は、外部搬入可）	2・3号子どもに対する 食事の提供義務 自園調理が原則・調理室 の設置義務（満3歳以上 は、外部搬入可） ※ただし、参酌基準のため、 各都道府県の条例等によ り、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する 食事の提供義務 自園調理が原則・調理室 の設置義務（満3歳以上 は、外部搬入可）	2・3号子どもに対する 食事の提供義務 自園調理が原則・調理室 の設置義務（満3歳以上 は、外部搬入可） ※ただし、参酌基準のため、 各都道府県の条例等によ り、異なる場合がある。
開園 時間等	11 時間開園、土曜日の 開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11 時間開園、土曜日の 開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法附則6条園の設置者（宗教法人立、個人立等）も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。

4 新たに利用定員を設定する認定こども園

類型	幼稚園型認定こども園				
施設名	認定こども園 聖ヨゼフ幼稚園				
所在地	彦根市立花町2番24号				
設置者	学校法人滋賀カトリック学園				
認可定員	160人				
利用定員	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
長時部	8人	27人			35人
短時部	—	125人			125人
合計	8人	152人			160人
開所時間 (延長含む)	平日 7:30~18:30	土曜日 7:30~12:30	※日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)、職員研修日は休み		
保育室等	保育室	遊戯室	合計		
室数	5	1	6		
面積(m ²)	234	123.6	357.6		
利用定員1人 当たり面積 (m ²)	2.235(最低基準 1.98)				
建物の構造	RC造、2階建ての1階				
屋外遊戯場 (m ²)	909	※利用定員1人当たり面積 5.68(最低基準 3.3)			
食事の提供	あり				
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行(対象年齢2歳児以上) ・3歳児から5歳児は縦割り保育を実施(4クラス) 				
事業開始予定 年月日	平成28年4月1日				

5 利用定員集計（平成28年4月1日予定）

（定員単位：人）

給付区分	事業区分	施設数	認可定員	利用定員				備考
				1号認定	2号認定	3号認定	合計	
施設型給付	幼稚園	9	1,340	1,305			1,305	
	保育所	25	2,415		1,638	777	2,415	
	認定こども園	1	160	125	27	8	160	
地域型給付	小規模保育	1	19			19	19	
小計		36	3,934	1,430	1,665	804	3,899	
私学助成	幼稚園	1	315	315			315	※1号認定相当として計上
総合計		37	4,249	1,745	1,665	804	4,214	
（参考）教育・保育ニーズ量				1,103	2,045	955	4,103	
うち教育希望が強い					228		228	

※利用定員は認可定員の範囲内で設定する。